

尾張一宮 PA 周辺地区 区画整理事業調査業務委託（その 2）プロポーザル実施要項（案）

本要項は、「尾張一宮 PA 周辺地区 区画整理事業調査業務委託（その 2）」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

尾張一宮パーキングエリア周辺地区（以下「本地区」という。）においては、2025 年 3 月に土地区画整理組合の設立を目指す尾張一宮 PA 周辺地区土地区画整理組合設立発起人会が設立し、本市と連携し、土地区画整理事業の事業化に向けた検討を行っている。

本業務は、都市計画道路及び区画道路の基本設計、調整池の基本設計、土地区画整理事業に関する事業計画作成、概略補償検討及び不動産鑑定を進めることで、土地区画整理組合の早期設立を図ることを目的とする。

2 業務の内容等

(1) 業務名

尾張一宮 PA 周辺地区 区画整理事業調査業務委託（その 2）

(2) 業務内容

別紙「尾張一宮 PA 周辺地区 区画整理事業調査業務委託（その 2） 特記仕様書(案)」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から 2028 年 3 月 24 日（金）まで

(4) 提案見積限度額

金 68,948,000 円（消費税及び地方消費税等を含む）を上限とする。

なお、上記の限度額は、契約金額の上限を示すものであり、本市とこの金額で契約を約束するものではない。

(5) 契約方法

随意契約

3 プロポーザルの参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 令和 8 年度一宮市入札参加資格者名簿（工事・設計）の業種名「都市計画及び地方計画」に登録されている者で、地域区分が「県内」、「名古屋」又は「市内」であること。

(4) 本プロポーザルの手続き開始の日から企画提案書等の提出日までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 本プロポーザルの手続き開始の日から企画提案書等の提出日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業から暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮

警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。)に基づく排除措置を受けていない者であること。

(6) 国税、都道府県税、市税を滞納している者でないこと。

(7) JISQ15001 (個人情報保護マネジメントシステム:PMS) またはプライバシーマーク及び ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム:ISMS) の認証を取得している者であること。

(8) 過去 10 年間に於いて、次に掲げるすべての業務又は類似業務 (元請に限る。) の実績を有する者であること。

- ・都市計画道路における予備設計または詳細設計業務
- ・調整池における予備設計または詳細設計業務
- ・区画整理事業の事業計画作成業務

4 参加表明書等

(1) 提出書類

ア 参加表明書 (様式 1)

イ 会社概要書 (様式 2-1、2-2)

① 印鑑証明書 (受付日前 3 カ月以内に発行されたもの)

② 登記事項証明書 (商業・法人登記: 現在事項全部証明書) (受付日前 3 カ月以内に発行されたもの)

③ 納税証明書等 (直近 1 年分において国税、県税、市税において未納がないこと。)

ウ 配置予定担当者 (様式 3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6)

エ 業務の実施体制 (様式 4)

(2) 提出期限

2026 年 4 月 8 日 (水) 午後 5 時まで

(3) 提出方法

本要項「1.2 担当窓口(事務局)」の提出用 URL の提出フォームから提出すること。また、提出フォームに記載されている「提出にあたっての注意事項」を確認すること。

(4) 共通項目

ア 各様式は A4 版とし、記載文字 (図表等の文字は除く) は 11 ポイント以上とすること。

イ 各様式の項目で記入事項がないときは、空欄とせず「なし」を記入すること。

ウ データ形式は、Microsoft Word とする。

5 企画提案書等

(1) 提出書類

ア 業務の実施方針 (任意様式、A4 版 1 頁以内)

イ 業務工程表 (任意様式、A4 版 1 頁以内)

ウ 企画提案書 (任意様式、A3 版 3 頁以内)

① テーマ 1: 多角的な検証に基づいた事業計画の作成

本地区の施行予定区域は約 74ha と大規模な事業となるため、事業費の精査と多角的な財源確保が必要です。早期の区画整理組合設立に向け、3D 測量データ等の過年度成果等を設計精度の向上に活用し、コスト抑制と確実な資金計画を両立する実効性の高い事業計画を求めます。

② テーマ2：スマート IC のポテンシャルを最大化する「次世代型産業拠点」の具現化

本地区は、スマート IC の強みを活かした高機能・多面的な産業拠点となる可能性を有する地区です。3D 測量データ等の過年度成果等を踏まえ、地権者の資産価値向上と将来的な業務代行者が投資しやすい出口戦略を見据えた基盤整備設計となることを求めます。

エ 見積書（様式6）

- ① 内訳書（任意様式、A4 版）を添付すること。
- ② 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等、消費税額及び合計額を記載すること。
- ③ 委託積算の参考とするため、再見積を依頼したときは協力すること。

(2) 提出期限

2026 年 5 月 1 日（金） 午後 5 時まで

(3) 提出方法

本要項「1.2 担当窓口(事務局)」の提出用 URL の提出フォームから提出すること。また、提出フォームに記載されている「提出にあたっての注意事項」を確認すること。

(4) 共通項目

- ア 記載文字（図表等の文字は除く）は 11 ポイント以上とすること。
- イ 各様式の項目で記入事項がないときは、空欄とせず「なし」を記入すること。
- ウ データ形式は、企画提案書は Microsoft PowerPoint、その他は Microsoft Word とする。

(5) 企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング

- ア プレゼンテーション及びヒアリングの詳細な時間、場所、説明時間等は、プレゼンテーションを行う提案者に別途通知する。
- イ 説明者は、業務の実施体制（様式 4）に記載された配置担当者 3 名までとする。
- ウ プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。
- エ プレゼンテーション及びヒアリングに使用する資料は、提出した業務の実施方針、業務工程表及び企画提案書のみとし、追加資料の配付、説明は原則不可とする。
- オ パソコン等を使用して説明するときは、スクリーン、プロジェクター、延長コードは、本市で準備するが、パソコン（付属品を含む）のほか必要なものは、提案者が用意するものとする。
- カ 企画提案書は会社名や配置予定技術者等が特定できる表現をしないこと。

6 審査

(1) 参加表明書等

参加表明書等について、別添の評価基準の評価項目 1 及び 2 に基づき審査を行い、評点する。

(2) 業務の実施方針、業務工程表及び企画提案書

業務の実施方針、業務工程表及び企画提案書について、別添の評価基準の評価項目 3 に基づき審査を行い、評点する。

(3) 見積書（様式 6）

見積書の妥当性について、審査を行う。

(4) 選定基準等

ア 参加表明書等及び企画提案書等の評価点数の合計が最も高い提案をした者を最優秀提案者とし、2 番目に高い者を次点提案者として選定する。ただし、審査評価委員会において、一定の基準に満

たないと判断されたときは、最優秀提案者及び次点提案者として選定されない。

イ 最高得点者が複数の場合は、評価基準の「業務実施方針及び企画提案」の内、「企画提案の合計」、「業務の実施方針、工程表」の順で得点の高い者を最優秀提案者とし、「業務実施方針及び企画提案」の評価項目の着目点が全て同点の場合は、見積金額が低い者を最優秀提案者として選定する。

ウ 提案者が1者の場合においても、プレゼンテーションを行い、各審査項目の審査基準に基づき審査評価委員会にて審査し、その提案内容が優れていると審査された場合は、その提案者を最優秀提案者として選定する。

(5) 無効となる提案等

ア プロポーザル参加資格を満たさないとき。

イ 定められた提出方法、提出先又は提出期限に適合しないとき。

ウ 参加表明書等の提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。

エ 本要項、仕様書等で定める事項に適合しないとき。

オ 企画提案見積金額が不相当と認めるとき。

カ 不正行為や不正工作があったと認められるとき。

キ その他審査評価委員会が不相当と認めるとき。

7 要項等に関する質問

(1) 提出書類

質問書（様式7） ※ 質問は本要項、仕様書の範囲内に限る。

(2) 提出期限

2026年4月21日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

提出用 URL から提出すること。また、提出フォームに記載されている「提出にあたっての注意事項」を確認すること。

(4) 回答期限

質問書提出の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び休日を含まない）

※本要項、仕様書に関する質問及び回答については、本市公式ウェブサイト公表するものとし、個別の回答は行わない。

8 審査結果

(1) 結果通知

審査結果については、電子メールにて参加表明書記載の連絡先に通知する。

(2) 非選定の理由

提案者又は最優秀提案者に選定されなかった者は、非選定理由の説明を書面にて求めることができる。

ア 提案者として選定されなかったとき

提出期限：通知を受けた日から5日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

イ 最優秀提案者に選定されなかったとき

提出期限：通知を受けた日から5日以内（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 提出方法

提出用 URL から提出すること。

(3) 非選定理由の説明に対する回答

回答は、説明を求める書面の提出期限の翌日から起算して5日以内（土曜日及び日曜日を除く）に書面により行う。

9 契約

- (1) 最優秀提案者は、本業務の契約に係る交渉権者（以下「交渉権者」という。）となり、本業務の契約に関する諸条件等について本市と協議を行い、見積を提出の上、本市と契約を締結する。
- (2) 本業務における契約において、最優秀提案者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となったときは、次点提案者が交渉権者となり、協議を行う。
 - ア プロポーザル参加資格を満たさないとき。
 - イ 提案内容が無効となったとき。
 - ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められたとき。
- (3) 全ての提案事項について契約を保証するものではなく、企画提案書等について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と交渉権者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

10 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出資料の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出資料の修正又は変更は、原則として認めない。
- (4) 提出資料について、情報公開請求があったときは、「一宮市情報公開条例（平成12年条例第33号）」に基づき、公開することができる。
- (5) 提出資料は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製することができる。
- (6) 提出資料は、返却しない。
- (7) 提出資料の著作権は、提出者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告等のために必要なときは、参加者の承諾を得ずに提出資料の内容を無償で使用できる。
- (8) 提出資料に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負う。
- (9) 委託事業者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (10) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (11) 本プロポーザルにて電子メール等の通信事故が起きたときについて、本市は一切の責めを負わない。
- (12) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けたとき、交渉権者は、本市に報告するとともに警察へ被害届を提出する。これを怠ったときは、原則として契約を締結しないものとし、本市は一切の

責めを負わない。

- (13) 契約を締結するまでの間に、交渉権者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けたとき、及び「暴力団排除合意書」に基づく排除措置を受けたときは、原則として契約を締結しない。このとき、本市は一切の責めを負わない。
- (14) 参加表明書等の提出書類を提出後に参加を辞退するときは、辞退届（様式9）を提出用 URL から提出すること。
- (15) 本要項に関する事前説明会は行わない。

1.1 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

日程（予定）	項目
2026年3月26日（木）～ 2026年5月1日（金）	本要項配布 ※本市公式ウェブサイトにて公表
2026年3月26日（木） 午前9時から 2026年4月8日（水） 午後5時まで	参加表明書受付期間
2026年3月26日（木） 午前9時から 2026年4月21日（火） 午後5時まで	質問書受付期間
2026年4月13日（月）	提案者選定結果の通知・企画提案書等の提出依頼
2026年4月13日（月） 午前9時から 2026年5月1日（金） 午後5時まで	企画提案書の提出期間
2025年5月11日（月）または 2025年5月12日（火）※予定	プレゼンテーション
2025年5月13日（水）※予定	審査結果通知
2025年5月18日（月）※予定	契約締結

1.2 担当窓口（事務局）

一宮市役所本庁舎8階 まちづくり部区画整理課

※2026年4月からは「都市拠点整備室」に変更します。

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

TEL：(0586)85-7019

メール：kukaku@city.ichinomiya.lg.jp ※2026年3月まで

kyoten@city.ichinomiya.lg.jp ※2026年4月から

提出用 URL：https://logoform.jp/form/Z3LR/1504599